改　　決議第507（WRC-15、改）　放送衛星業務に関する取決め及び関連の計画の策定[1]

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　放送衛星業務に分配されている静止衛星軌道及び周波数帯を最大限活用することが重要であること。

b)　放送衛星業務のために設置される可能性がある指向性アンテナを使用する多数の受信装置は、運用開始の時点で静止衛星軌道上の当該業務の宇宙局の位置を変更することに障害となるおそれがあること。

c)　衛星放送は、地表面の広大な地域にわたって有害な混信を生じさせるおそれがあること。

d)　同一の周波数帯における分配を有する他の業務は、放送衛星業務が開始される前に当該周波数帯を使用する必要があること。

以下を決議し、

1　放送衛星業務の局は、それぞれの場合に応じ、全ての関係主管庁及び自身の業務が影響を受けるおそれがある主管庁が参加可能な世界の又は地域の無線通信会議によって採択された取決め及び関連の計画に基づいて設置及び運用されること。

2　上記の取決め及び関連の計画が効力を生ずるまでの間は、主管庁及び無線通信局は、決議第33（WRC-15、改）に規定する手続を適用すること。

以下を理事会に要請する。

適切な日程、場所及び議題を決定するために、必要に応じて世界無線通信会議又は地域無線通信会議の課題を引き続き検討すること。

[1]　本決議は、21.4-22GHzの周波数帯には適用しない。

改　　決議第517（WRC-15、改）　放送業務に分配された3200kHzから26100kHzまでの間の短波帯におけるデジタル変調方式の発射の導入

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　多数の既存業務にデジタル技術が導入されつつあること。

b)　デジタル技術によって、両側波帯（DSB）方式よりも周波数スペクトルを有効利用できること。

c)　デジタル技術は、受信品質の向上を実現すること。

d)　HF 帯の放送業務におけるデジタルシステムの仕様に関する付録第 11 号の関連部分

e)　ITU-R は、ITU-R 勧告 BS.1514 において、30MHz 未満の放送周波数帯におけるデジタル音声放送に関するシステム特性を勧告したこと。

f)　デジタル変調方式は、音声品質、回路の信頼性及び帯域幅の間の最適な均衡を実現する手段となることが見込まれていること。

g)　一般に、デジタル変調方式の発射は、振幅変調方式の発射に比べて周波数の同時使用が少なくなり、電力使用がより低減するため、より効率的なカバレッジを提供できること。

h)　最新技術を使用して、従来の DSB の放送システムを、考慮事項 d)に従ってデジタルシステムに変換させることは、経済的に魅力的である可能性があること。

i)　DSB の送信機には、送信機を改良することなくデジタル変調方式で使用されてきたものがあること。

j)　ITU-R は、30MHz 未満の放送業務に分配されている周波数帯においてデジタル変調方式の発射を使用する放送の発展に関する更なる研究を実施していること。

k)　送信機及び受信機の交換による費用の影響を考慮すると、デジタル放送の導入には長い期間が必要となる可能性があること。

以下を決議し、

1　放送業務に分配されている 3200kHz から 26100kHz までの間の HF 帯において、ITU-R によって勧告されるデジタル変調方式の発射の早期導入を促進されるべきこと。

2　デジタル変調方式による発射は、付録第 11 号の規定の関連部分に定める特性に適合するものであること。

3　主管庁が DSB の発射をデジタル変調手法を使用する発射にて代える場合には、必ず干渉のレベルが元の DSB の発射によって生じていたレベルを超えないことを確保し、また、決議第 543（WRC-03）に規定する RF 保護値を使用するものとすること。

4　DSB の発射の使用の継続は、主管庁による HF 帯のデジタル放送業務の導入経験に基づいて、将来の権限ある世界無線通信会議によって見直される可能性があること。

以下を無線通信局長に指示し、

HF 帯のデジタル放送受信機及び送信機の世界的な普及に関する入手可能な最新の完全な統計を編さんし、決議事項４に定める将来の権限ある世界無線通信会議に提供すること。

以下を ITU-R に要請し、

将来の利用のための技術開発を支援することを目指し、HF 帯の放送におけるデジタル技術に関する研究を継続すること。

以下を主管庁に要請し、

2004 年１月１日以降に使用を開始する HF 帯の新しい放送送信機全てに、デジタル変調を提供する機能を組み込むよう奨励すること。

以下を更に主管庁に要請する。

1　関連のある統計データを提供することによって無線通信局長に協力すること。また、放送業務に分配されている 3200kHz から 26100kHz までの間の HF 帯におけるデジタル変調方式の発射の開発及び導入に関連する事項について、ITU-R の研究に参加すること。

2　HF 帯における利用に適したスペクトル効率の高い変調方式に関する ITU-R の関連する研究の最新結果並びに考慮事項 d)及び e)で参照される情報について、送信機及び受信機の製造者の注意を喚起し、手頃な低価格のデジタル受信機の供給を奨励すること。

改　　決議第528（WRC-15、改）　1-3GHzの範囲内で分配された周波数帯における放送衛星業務（音声）システム及び補完地上放送の導入

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC-92は、放送衛星業務（音声）及び補完地上放送に対する周波数分配を行ったこと。

b)　放送衛星業務（音声）及び補完地上放送の導入が柔軟かつ公平な方法で行われることを保障する必要があること。

c)　世界統一分配によって、周波数の効率的利用が促進するであろうこと。

d)　世界統一分配によって、幾つかの国にとっては既存業務との関係で問題が生ずるおそれがあること。

e)　将来の計画によって、他の業務への影響が制限される可能性があること。

以下を決議し、

1　1-3GHzの範囲内で分配された周波数帯における放送衛星業務（音声）の計画と、補完地上放送を調整して使用する手続の策定のために、権限ある会議を開催するものとすること。

2　この会議は、他の業務との共用に関する基準を見直すものとすること。

3　暫定期間においては、放送衛星システムは、適宜、決議第33（WRC-15、改）の第A節から第C節に規定する、又は第９条から第14条までに規定する手続（決議第33（WRC-15、改）の決議事項　1及び２を参照）に従い、適当な周波数帯内の上限から25MHzの範囲内に限り導入することができること。また、補完地上業務は、この暫定期間中、影響を受けるおそれのある業務を有する主管庁との調整を行うことを条件として導入することができること。